

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

江田島市江田島町字グンタ七三〇七番二、七三〇七番三、七三一六番五の一部、七三一七番八、七三一七番一、七三一七番二、七三一八番一、七三一九番一、七三一九番二、七三二〇番二、七三二〇番三地先から七三一八番二地先水路、七三一八番二地先から七三一八番二地先道路、七三一八番二地先から七三一六番五地先水路、七三一七番一、七三一七番二地先水路、同市同町小用一丁目七三一六番七の一部、七三一七番五の一部、七三一七番一三から七三一七番一九まで、七三一七番二一、七三一七番二二、七三一七番二四、七三五五番二の一部、七三五六番一の一部、七三五八番一、七三五八番三、七三六〇番一、七三六二番五、七三六二番六、七三五七番二地先から七三七三番一五地先水路、七三五八番一地先から七三五八番三地先水路、七三六二番一地先から七三一七番五地先水路、七三一七番一八地先道路、同市同町字アカハ子七三五五番一の一部、七三六四番一の一部、同市同町字アカハ子七三一六番五地先から小用一丁目七三一六番四地先水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江田島市能美町中町四八五九番地九

江田島市長 曾根 薫

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三原市沼田東町七宝二五七番二の一部、二六七番一の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市港町三丁目五番一号

三原市長 五藤 康之